

一般財団法人全国大学実務教育協会入会金及び会費規程

制 定	H 2 1 . 1 3 . 2 3
一部改正	H 2 4 . 1 2 . 1 5
一部改正	H 2 6 . 2 . 1 5
一部改正	H 2 7 . 2 . 2 1
一部改正	2 0 2 0 . 4 . 1

(目 的)

第1条 この規程は、定款第17条及び第18条の規定に基づき、一般財団法人全国大学実務教育協会（以下「協会」という。）の会員校の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 会員校はその入会にあたり、次の入会金を納入しなければならない。

入会金 10万円

- すでに会員校として入会している大学又は短期大学の同一法人内で他の大学又は短期大学が新たに会員校として入会する場合は、前項の規定にかかわらず、入会金を免除する。
- 会員校として入会している短期大学を廃止し、それに伴い新たな大学を設立し、当該大学が会員校として入会する場合は、第1項の規定にかかわらず、入会金を免除する。

(会 費)

第3条 会員校は毎年度5月末日までに、次に定める会費を納入しなければならない。

年間 5万円

- 同一法人内に複数の会員校がある場合は、前項の規定にかかわらず、会費は一法人につき年間5万円とする。

(賛助会員)

第4条 協会の目的に賛同する団体又は個人は、賛助会員として受け入れることができる。その場合の賛助金の額は、年間一口5万円とする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。